

## 長与町新図書館等複合施設設計業務に係る

### 公募型プロポーザル実施要領【修正版その2】

#### I. 一般事項

##### (1) 要旨

この要領は、長与町新図書館等複合施設設計業務委託を実施するにあたり、公募型プロポーザル方式により、柔軟かつ高度な発想力、設計能力を有し、最も適切と判断される設計者を選定および特定するために必要な事項を定める。なお、本プロポーザルは、業務委託の委託者である長与町(以下「本町」という)と受託者が共同して業務を進めていくために、双方によるマッチングを行うことを目的としている。本町が技術提案書等を提出した者(以下「提案者」という)を一方向的に評価するのではなく、提案者も本町を見定めるものであり、このような双方向的なマッチングとすることを基本とする。

##### (2) 業務委託の概要

###### ① 名称

長与町新図書館等複合施設設計業務委託

###### ② 業務内容

長与町新図書館等複合施設に係る基本設計および実施設計

###### ③ 履行期間

契約締結日から令和6年8月30日(金)まで

###### ④ 委託金額

120,054,000 円以内(消費税および地方消費税の額を含む)

##### (3) 建設計画の概要

###### ① 敷地概要

建設予定地 長崎県西彼杵郡長与町北陽台1丁目4番1、4番2、4番3、4番4

###### ② 敷地面積

10,395.70 m<sup>2</sup>(平地：8,429.25 m<sup>2</sup> 法面：1,966.45 m<sup>2</sup>)

※その他、敷地に関する情報は長与町新図書館等複合施設整備基本計画に記載

###### ③ 施設概要

図書館、健康センターおよび交流スペースによる複合施設

(合計延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>を想定) 外構、付帯設備等

##### (4) プロポーザルの概要

###### ① 名称

長与町新図書館等複合施設設計業務に係る公募型プロポーザル

###### ② 主催者

長与町

③ 事務局

長与町役場企画財政部政策企画課新図書館等建設係

〒851-2185

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1

TEL：095-801-5661（直通）

FAX：095-883-1464

E-mail：kikaku.nagayo@gmail.com

④ 選定および特定方式 公募型プロポーザル

⑤ 実施スケジュール

内容	日程
プロポーザルの公告	令和5年1月16日(月)
質問（参加表明書・体制提案書に係る質問）受付期間	令和5年1月16日(月) ～令和5年1月26日(木) 17:30
質問に対する回答の公表	令和5年1月30日(月)
参加表明書・一次審査資料受付期間	令和5年1月31日(火) ～令和5年2月13日(月)17:30
一次審査会(書類審査)	令和5年2月24日(金)
一次審査結果の公表・通知	令和5年2月24日(金)
技術提案書質問受付期間	令和5年2月24日(金) ～令和5年3月1日(水)17:30
技術提案書質問回答	令和5年3月3日(金)
二次審査資料提出受付期間	令和5年2月27日(月) ～令和5年3月10日(金)17:30
二次審査 (プレゼンテーションおよび対話審査)	令和5年3月19日(日)
特定結果の公表	令和5年3月19日(日)
審査結果の通知	令和5年3月20日(月)以降
契約	令和5年4月上旬

⑥ 実施要領の閲覧・取得方法

本プロポーザルの関係資料は、本町ホームページ上で交付する。

URL：https://webtown.nagayo.jp/

## II.実施方法

(1) 選定および特定の方法

一次審査および二次審査の2段階形式とする。

(2) 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単体企業または共同企業体とし、以下に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- ① 本町の「令和5・6年度長与町建設工事等競争入札参加資格審査申請書」（※注1）を本参加表明の提出期限（令和5年2月10日(金)17:30）までに適切に受付した者とする。また、設計共同企業体として申請する場合は、参加表明書（様式第1-2号）に「設計共同企業体協定書」（様式第1-3号）を添付するものとする。なお、この場合は、設計共同企業体の構成員のうち1者以上が「令和5・6年度長与町建設工事等競争入札参加資格者資格申請書」を単体企業として適切に提出するものとする。※注1「入札参加資格審査申請」については、「令和5・6年度長与町建設工事等競争入札参加資格審査申請書提出要領」を参照の上、長与町役場総務部契約管財課契約管財係まで提出を行うこと。なお、当該参加資格を有する旨の通知は行わない。適切な提出が行われているかの確認は事務局側で行う。
- ② 営業に関し、法律上必要とする資格を有する者
- ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第2条第6号に掲げる暴力団員および暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- ④ 経営状態が著しく不健全と認められる者でないこと。
- ⑤ 所在地における国税（法人にあっては法人税をいい、個人にあっては所得税をいう。）、道府県税および都税（事業税をいう。）、市町村税並びに賦課金等を滞納していないこと。
- ⑥ 申請に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。
- ⑦ 長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成17年6月30日要領第4号）の規定による指名停止の措置を受けている期間でないこと。
- ⑧ 国および地方公共団体から指名停止を受けていないこと。
- ⑨ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- ⑩ 管理技術者は、一級建築士を配置すること。また、主任技術者として構造設計担当には構造設計一級建築士を配置すること。
- ⑪ 設計共同企業体の場合は、管理技術者および意匠担当主任技術者は、体制提案書および技術提案書を提出する代表組織に所属すること。
- ⑫ 平成19年度以降に実施設計業務が完了した延べ面積500㎡以上の誰もが自由に利用できる新築の公共的建築物または保健施設の建築設計業務受託実績を有する者であること。（例：図書館、美術館、博物館、公民館、駅、保健センター、保健所、医療機関等）※これらに該当するか否かについて書類審査にて質疑確認等は行わないので、自身の責任において判断すること。
- ⑬ 管理技術者と各主任技術者の兼務については、下記3つの組み合わせを可とします。

- ・管理技術者と他のいずれかの主任技術者
- ・意匠担当主任技術者と構造担当主任技術者
- ・電気担当主任技術者と機械担当主任技術者

### (3) 参加に関する制限

- ① 提案者 1 者につき、提案は 1 つとする。ただし、その提案者（共同企業体の構成員を含む。）の代表者が所属し、または代表するその他の企業の参加は認められない。
- ② 提案者は、提案内容の一部業務を協力者（※注 2）として専門業者（構造設計者、電気設計者、機械設計者等）の協力を得て提案することができるが、提案書（様式第 4-2 号、様式第 5 号）において、氏名の後に協力会社等の名称を括弧書きで必ず明記すること。この場合の協力者は、II - (2) の参加資格要件を満たす者であることを要さない。ただし、共同企業体を構成する企業の重複参加は認められない。なお、協力者の重複参加は認めるものとする。（※注 2 協力者：提案内容を実現する上で、技術的な側面において提案者に協力する者を指す。構造担当主任技術者、電気担当主任技術者および機械担当主任技術者については、協力者を配置することができるが、管理技術者および意匠担当主任技術者については提案者（提案者が設計企業共同体の場合は代表組織に所属すること。）から配置するものとする。）
- ③ 審査委員が所属し、または代表する企業が参加し、もしくはその企業に所属する者が関与することは認められない。
- ④ 審査委員が大学に所属する場合においては、その審査委員が主宰しているゼミナールまたは研究室に所属する者（秘書、助手、助教、研究員も含む）の関与は認められない。
- ⑤ 本プロポーザルの支援業務を務めるテクニカルサポートまたはその協力会社が参加し、もしくはそれらの会社に所属する者が関与することは認められない。

### (4) 審査の方法

#### ① 一次審査

提出された参加表明書（様式第 1-1 号～様式第 1-3 号）、一次審査書類（設計業務実績表（様式第 3-1 号～様式第 3-4 号）、事務所の技術職員・資格（様式第 4-1 号、様式第 4-2 号）、体制提案書（様式第 5 号））をもとに、審査委員会において書類審査・評価を行い、全審査委員の合計評価点の上位最大 5 者を選定する。なお、一次審査では提案者の組織編成の根拠およびその編成により可能となる業務実施方針について審査を行う。詳細については P 8 別表を参照。一次審査の結果は、提案者全員に通知する。また、一次審査において選定された提案者名を本町ホームページにて掲載する。

#### ② 二次審査

一次審査を通過した者は技術提案書を提出するものとする。技術提案書は A3 判 1

枚任意様式とし、二次審査時に紙媒体 6 部および電子データを保存した CD または DVD を提出すること。技術提案書の内容に基づいて、プレゼンテーションおよび対話を行う。プレゼンテーションおよび対話は公開の場で行い、審査は非公開で行う。二次審査の詳細、プレゼンテーションおよび対話の公開方法等については、一次審査通過者に通知する。プレゼンテーションおよび対話終了後、審査委員会において各提案者を評価し、全審査委員の一次審査と二次審査の合計評価点が最も高い 1 者を優先交渉権者として特定し、2 番目に高い 1 者をその次点交渉権者として特定する。なお、合計評価点が同点であることにより上記の対象者が複数者いる場合は、審査委員全員の多数決により決するものとする。二次審査の結果は、即日、二次審査参加者全員に通知する。また、二次審査において特定された優先交渉権者名と次点交渉権者名、審査の講評を本町ホームページにて掲載する。

③ 審査委員会

提案者から提出された提案をもとに優先交渉権者等の選定および特定を行うため、下記の委員による審査委員会を組織し、公正な審査を行う。

委員区分	分野	氏名	所属等
委員長	建築家	竹内 昌義	東北芸術工科大学教授
委員	図書館専門家	猪谷 千香	文筆家
委員	保健医療福祉専門家	大曲 勝久	長崎県立大学副学長
委員	行政関係者	鈴木 典秀	長与町副町長
委員	行政関係者	金崎 良一	長与町教育長

④ テクニカルサポート

本業務において支援を行うテクニカルサポートおよび協力会社を設置する。

アカデミック・リソース・ガイド株式会社

(協力会社) 株式会社オンデザインパートナーズ

⑤ 評価基準

別表「長与町新図書館等複合施設設計業務プロポーザル」評価基準表により評価を行う。

(5) 参加表明書および一次審査書類の提出

① 提出書類

参加表明書 (様式第 1 - 1 号～様式第 1 - 3 号)

設計業務実績表 (様式第 3 - 1 号～様式第 3 - 4 号)

事務所の技術職員・資格 (様式第 4 - 1 号、様式第 4 - 2 号)

体制提案書 (様式第 5 号)

② 提出部数

紙媒体 6 部

提出書類の電子データ (ファイル形式 PDF) を保存した CD または DVD

- ③ 提出先  
〒851-2185  
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1  
長与町役場企画財政部政策企画課新図書館等建設係

- ④ 提出期限  
令和 5 年 2 月 1 0 日(金)17 : 30

- ⑤ 提出方法  
提出期限(令和 5 年 2 月 1 0 日(金))までに持参または郵送で提出すること。持参の場合は閉庁日を除く午前 8 時 4 5 分～午後 5 時 3 0 分までとする。なお封筒の表には、本件プロポーザルに係る書類であることがわかるように記載すること。  
郵送による場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

#### (6) 質問および回答

提出書類に関する質疑がある場合は、次のとおり受け付ける。なお、提出する際は様式第 2 号による。

- ① 提出先  
長与町政策企画課  
E-mail : kikaku.nagayo@gmail.com  
事務局側にて、(土日祝日を除き)一両日中に受領した旨の返信を行う。なお、返信がない場合は、再送もしくは受領確認の電話を事務局まで行う事。
- ② 提出期限  
令和 5 年 1 月 26 日(木) 17 : 30 まで
- ③ 質問書の回答  
質疑に関する回答は、下記日時までに本町ホームページにて公表する。  
公表日 : 令和 5 年 1 月 30 日(月)17 : 00

### III.その他

#### (1) 提案者の失格事項

- ① 審査委員やテクニカルサポートに直接、間接を問わず本件について接触を図った者
- ② 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる者
- ③ 提出書類に虚偽の記載を行った者
- ④ 提出期間内に技術提案書の提出を行わなかった者
- ⑤ 二次審査に欠席した者

#### (2) 設計業務の委託契約

- ① 審査委員会で特定された優先交渉権者を、当該業務に係る随意契約の見積書徴収および協議の相手方とする。本町は優先交渉権者と本業務の履行に必要な具体的

な履行条件等の協議と調整を行い、上限委託料の範囲で随意契約を締結するものとする。

- ② 優先交渉権者との交渉が不調となった場合は、次点交渉権者を見積書の徴収および協議の相手方とする。
- ③ 優先交渉権者において契約までの間に前記（１）の失格事項が判明した場合は、契約の権利を失う。
- ④ 本町は、契約締結後においても、前記（１）の失格事項、または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

（３） 提出書類の取扱

- ① 提出期限後において提出書類に記載された内容の変更および追加、再提出は認めない。
- ② 一次審査書類に記載した配置予定の技術者は、本業務に係る全ての業務が終了するまで原則として、変更することはできない。
- ③ 提出書類の返却は行わない。
- ④ 優先交渉権者に特定された提案者の技術提案書については、著作権は提案者に帰属するが、展示、複製、本町のホームページへの掲載、記録作成など本プロポーザルに関する事務において本町が使用することができるものとする。また、提案書に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、提案者が第三者の承諾を得ておくものとする。

（４） 異議申し立て

審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

別表「長与町新図書館等複合施設設計業務プロポーザル」評価基準表

一次審査（書類審査）

区分	評価項目		評価の主なポイント	配点	様式
一次審査	体制評価	資格	各主任担当技術者について、保有資格により審査を行う。	5	第4-2号
		技術力（業務実績）	<p>業務遂行にあたり有効な経験・実績を有しているか。</p> <p>平成19年度以降の同種又は類似業務の実績について①～④のそれぞれの観点から評価する。</p> <p>①同種業務の実績がある ⇒複合施設の実績がある。</p> <p>②類似業務の実績がある ⇒図書館、健康センターに類似する業務実績がある。</p> <p>③九州圏内での実績がある。（長崎県内での実績の場合高評価とする。）</p> <p>④受賞歴がある。</p> <p>上記に加え、業務実績の立場を下記の順で評価する。</p> <p>●管理技術者の場合 ア管理技術者又はこれに準ずる立場 イ主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ウ担当技術者又はこれに準ずる立場</p> <p>●主任担当技術者の場合 エ管理技術者又はこれに準ずる立場 オ主任担当技術者又はこれに準ずる立場 カ担当技術者又はこれに準ずる立場</p> <p>上記の評価方法で、最大4つの実績から、①～④に該当する評価点をそれぞれ抽出し、実績時のア～カの立場を踏まえた評価とする。</p> <p>（例：実績 i ①②③ア該当、実績 ii ②④イ該当、実績 iii ①③④ウ該当、実績 iv ④ア該当の場合⇒①ア、②ア、③ア、④アの評点となる。）</p>	10	第4-2号



		業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案を行うに十分な多様性を有するチームやプロジェクトが有機的な体制として準備できているか。</li> <li>①実働する人員の配置について十分な人数及び遂行能力が担保できているか。</li> <li>②図書館または健康センターへの精通度が高いと判断できる資格または実績を有する者がいる</li> <li>③業務プロセスにおいて、町民の思いを汲み取り、将来のニーズを抽出していくことが可能な場や手法を提示できているか。</li> <li>・業務体制と技術提案骨子が実現性を帯びた提案となっているか。</li> <li>テーマ①求められる各機能(ハード・ソフト)と機能融合について</li> <li>テーマ②脱炭素社会における建築の環境的配慮について</li> <li>テーマ③コスト縮減および工程管理に対する意識について</li> </ul>	20	第3-1号～第3-4号 第4-1号、第4-2号 第5号
一次審査小計				35	

二次審査（プレゼンテーションおよび対話審査）

区分	評価項目	評価の主なポイント	配点	様式	
二次審査	技術提案 評価	テーマ①求められる各機能（ハード・ソフト）と機能融合について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館機能を維持するにあたり、有効な配置および提案がなされているか。</li> <li>・健康センター機能を維持するにあたり、有効な配置および提案がなされているか。</li> <li>・交流スペースにおいて、各機能との融合や活発な利用が想定される配置および提案がなされているか。</li> <li>・求められる諸機能（外構や法面利活用等を含む）の融合を実現し維持する手法についての的確な提案がなされているか。</li> <li>・この先の時代変化にも対応することが可能な柔軟性を持った提案となっているか。</li> </ul>	25	A3 判1 枚自由 様式
		テーマ②脱炭素社会における建築の環境的配慮について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の性質や成り立ちを理解した長与らしさを体現する空間提案となっているか</li> <li>・ZEB に向けてのエネルギー活用について有効な提案となっているか。</li> </ul>	10	
		テーマ③コスト縮減および工程管理に対する意識について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に対するイニシャルコスト、ランニングコストを含めたライフサイクルコストの縮減を意識した提案となっているか。</li> <li>・各フェーズでの問題点を把握し、R9.4 開館を見据えた適切な設計計画および工事計画となっているか。</li> </ul>	10	
	プレゼンテーションおよび対話内における評価	コミュニケーション能力評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の業務に対して、的確かつ柔軟な応答ができているか。</li> <li>・あらゆる可能性を想定したコミュニケーションができているか。</li> </ul>	10	
		取組意欲評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に対する取り組み意欲が示されているか。</li> <li>・業務に対して積極的に対応できる体制が組まれているか。</li> </ul>	10	
	二次審査小計			65	
一次審査・二次審査合計			100		